

地域の実情にあった悪質な住宅修理業者トラブルを紹介

～ 屋根の経年劣化に関する保険金不正請求を取りまとめました ～

日本損害保険協会中部支部委員会(委員長：渡辺一奈・三井住友海上火災保険株式会社 執行役員)では、悪質な住宅修理業者対策を検討する中部火災新種損害サービス部会で、中部地方でよくみられる「屋根の経年劣化に関する保険金不正請求」の内容を取りまとめ(2ページご参照)、注意喚起することとしました。

近年、台風や大雨・大雪、地震の発生に乘じ、「保険で直せる」「保険金請求をサポートする」などと謳って勧誘し、消費者の不安につけこんで保険金請求申請サポートの契約を結ばせて高額な手数料を要求したり、建物をわざと破損させて保険金請求するなど、悪質な業者のトラブルが各地で発生しています。

なかでも東海地方では、屋根の経年劣化に関する保険金不正請求が多い実情を鑑み、経年劣化による損傷を自然災害による損傷と偽って保険金請求する住宅修理業者トラブル事例を紹介することとしました。今後、中部地方を中心に保険契約者等へ周知していき、より実情にあった内容にブラッシュアップしていく予定です。

当支部は、今後も引き続き、保険犯罪や保険金不正請求の防止に向けて取り組んでまいります。

悪質な住宅修理業者に関するトラブル（屋根の経年劣化に関する不正請求）について

台風や大雨・大雪、地震の発生に乗り、「保険で直せる」「保険金請求をサポートする」などと謳って勧誘し、消費者の不安につけこんで保険申請サポートの契約を結ばせて高額な手数料を要求したり、建物をわざと破損させて請求するなど、悪質な業者のトラブルが各地で発生しています。自然災害の増加により、このような**災害に便乗する悪質な業者によるトラブルが後を絶ちません**。そのため、損保協会中部支部では、同トラブルで散見される「屋根の経年劣化に関する不正請求」事例について、周知・紹介するページを作成しました。

★屋根の経年劣化に関する不正請求★ ～ 経年劣化は火災保険では補償されません ～

悪質な住宅修理業者が「屋根の無料点検」や「火災保険の申請サポート」を謳い、**経年劣化による損傷を自然災害による損傷**と偽って保険金請求を勧めたり、建物を故意に破損させるなどの行為が確認されています。



経年劣化による屋根材の剥がれ

経年劣化による損傷は火災保険では補償されず、**知らないうちに詐欺に加担**することになりかねません。

愛知県では、悪質な業者と契約してしまい、契約解除を申し出たら、高額な手数料を請求されたり、足場を解体しないなどの嫌がらせをされた事例も発生しています。

「保険で直せる」「保険金請求をサポートする」などと謳って勧誘する業者が来たらその場で契約せず、**損害保険会社か損害保険代理店に相談してください**。

★保険契約者がトラブルの被害者となった事例★ ～ 経年劣化以外にもトラブルはたくさん～

- ① **強引な契約：**
高齢者宅で長時間居座り、強引に保険金請求の代行・住宅修理・リフォームの契約をさせようとする
- ② **高額手数料・キャンセル料：**
 - ・保険金請求手続きを代行するとして、高額なコンサルティング料を請求される
 - ・修理工事契約を解約しようとしたところ、保険契約者が受け取った保険金の数十％という高額な解約料を請求される
- ③ **工事の未着工：**
保険金の全額を業者に支払ったが、修理工事が着工されなかった

★相談機関★

損害保険会社や損害保険代理店以外にも相談機関があります。

- ・保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル 0120-309-444
 - ・消費者ホットライン 188
 - ・そんぽADRセンター 03-4332-5241
- ※受付時間はそれぞれの機関によって異なります。

発行：日本損害保険協会中部支部
中部火災新種損害サービス部会